

島根県立宍道高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 生徒が教育課程外の体育的活動や文化的活動に取り組むことにより、学校生活の充実を図る。
- (2) 生徒の自主性、自発性に基づいた活動を通して、生涯にわたり豊かなライフステージを実現するための能力を育成する。
- (3) 技術、競技力等が向上する喜びや、仲間と協力する楽しみを味わうことを通して、調和のとれた人間性の育成に資する。

2. 本年度の部活動

(1) 設置部活動

バレーボール部、バスケットボール部、卓球部、バドミントン部
ソフトテニス部、柔道・剣道部、陸上部、サッカー部
茶道部、美術・書道部、JRC部、文芸部、音楽部
(地域系活動同好会、野球同好会)

(2) 活動時間・休養日等

- ①実施日 定時制の授業日、通信制のスクーリングである日
ただし、部の状況に応じて、活動日を増やしても良い。
- ②活動時間 平日 16:35～17:35
ただし、週休日等に実施する場合は、この限りではない。
- ③その他 定期試験の1週間前から原則として休養日とする。

(3) 大会参加について

- ①高体連・高文連主催、共催、後援の大会
- ②その他の大会については校長が許可したもの

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ①生徒の健康管理の把握を行う。
- ②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- ③危機管理体制の徹底を行う。

(3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないたいせつなことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。